

窓先空地等の取扱い

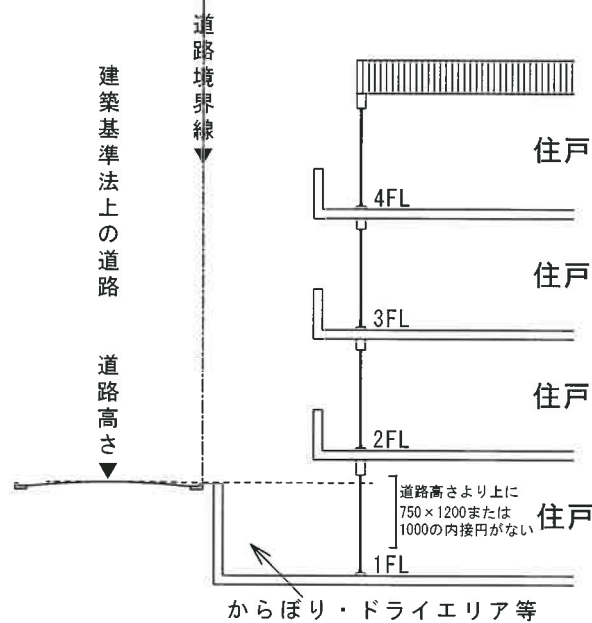
項目	道路に直接面する窓：窓と道路の間からぼり等がある場合
条文	東京都建築安全条例第19条第1項第2号

窓の前面と道路の間からぼり・ドライエリア等を設置した場合は、条例第19条第1項第2号イ道路に直接面する窓としてみれない。1階から上層階の住戸まで同じ扱いとする。

からぼり内に窓先空地を設けること。(図1)

ただし、1階の窓(750mm×1200mmまたは1000mmの内接円)が1階の窓正面の道路の高さより上にあり、からぼり・ドライエリア等の高さが底面から1.1m以下で階段等を使って道路への避難が可能である場合は、道路に直接面する窓としてみれる。この場合は、上層階の住戸も道路に直接面する窓としてみれる。(図2)

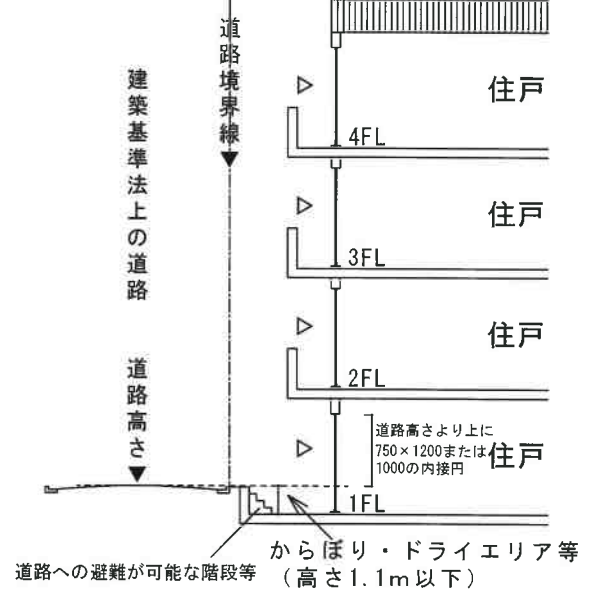
道路に直接面する窓としてみれない場合
(図1)



【断面図】

※からぼり・ドライエリア内には窓先空地が必要

道路に直接面する窓としてみれる場合
(図2)



▷: 道路に直接面する窓
(有効で幅750mm×高さ1200mm、または直径1000mmの内接円以上)

【断面図】

関連通達・資料

30都市建企第722号 平成30年10月15日東京都建築安全条例第19号の運用の明確化について
(東京都技術的助言) 1-(2)、4

令和3年4月1日から適用